

令和6年度
中小企業大学校講座受講促進
助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者の経営者、管理者等が、中小企業大学校（以下「大学校」という。）の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、協会会員で会費の滞納がない事業者とする。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業は、令和6年4月1日から令和7年2月10日までとする。ただし、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

(対象校)

第4条 国の人材養成機関である以下の中小企業大学校9校、金沢キャンパス、四国キャンパス、及びWEB e Campus（web講座）を対象とする。最寄校での受講を原則とするが、希望する講座名・受講期間等により最寄校以外での受講も妨げない。

学校名	郵便番号	所在地	電話番号
旭川校	078-8555	北海道旭川市緑が丘東3条2-2-1	0166-65-1200
仙台校	989-3126	宮城県仙台市青葉区落合4-2-5	022-392-8811
三条校	955-0025	新潟県三条市上野原570	0256-38-0770
東京校	207-8515	東京都東大和市桜が丘2-137-5	042-565-1207
瀬戸校	489-0001	愛知県瀬戸市川平町79	0561-48-3400
関西校 (R6.4移転)	541-0052	大阪府大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング17階	06-6530-0029
広島校	733-0834	広島県広島市西区草津新町1-21-5	082-278-4955
九州校 (旧直方校)	812-0024	福岡県福岡市博多区綱場町2-1 博多FDビジネスセンター3階	092-263-1554
人吉校	868-0021	熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1	0966-23-6800

※金沢キャンパス、四国キャンパスは、特定の校舎を持たず、北陸、四国各県の会議施設等で開講されるもの。

(対象講座)

第5条 各大学校が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座

(5) 情報化、システム構築に関する講座

(6) その他物流事業に関わる講座

2 受講対象者は中小企業者（資本金3億円以下又は常備従業員300人以下）の経営者、後継者および管理者とする。

(助成金額)

第6条 受講料のうち協会、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）がそれぞれ3分の1（100円未満切り上げ。）を助成する。ただし、協会は国、自治体及び民間団体（以下「他団体」という。）から会員事業者が助成を受けた場合又は受講申込通知時に協会の予算額の上限に達していた場合、助成金は交付せず、全ト協の助成金のみを交付する。

2 前項の規定にかかわらず、他団体からの助成額が3分の2を超えたときは、助成金を交付しない。

3 1会員事業者からの申請は10件までとする。

(受講申込届出・承認)

第7条 会員事業者は、受講者、受講講座等について、様式1「中小企業大学校講座受講促進助成金申込書」に必要事項を記入のうえ、事前に協会へ届け出る。

2 協会は、前項の届け出があったときは、予算の範囲内であることを確認の上、会員事業者に受講の承認を行う。

(受講申込手続き)

第8条 前条の承認を受けた会員事業者は、大学校に対して、受講申込の手続きを行うものとする。

(交付申請)

第9条 会員事業者は、受講者が所定期間を受講し、「受講修了証書」の交付を受けたときは、速やかに様式2「受講修了通知書」を協会へ提出するものとする。

2 前項の申請には、様式2で定める書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第10条 協会は、前条による助成金交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、会員事業者に交付するものとする。

(受講予定申込後の変更又は中止)

第11条 会員事業者は、受講申込通知をしたのち、申込した事項について変更又は受講を中止した場合は、その旨を速やかに協会へ通知する。

(助成金の返還)

第12条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則) 1. この要綱は、令和6年4月1日より適用する。